

令和 2 年度

定期監査結果報告書

八戸地域広域市町村圏事務組合監査委員

(令和 3. 2)

八 広 監 第 24 号
令 和 3 年 2 月 5 日

八戸地域広域市町村圏事務組合

管理者 小 林 眞 様

議会議長 松 橋 知 様

八戸地域広域市町村圏事務組合

監査委員 大 坪 秀 一

監査委員 松 尾 和 彦

定期監査の結果報告について

地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

1	監査の対象	7
2	監査の主な着眼点	7
3	監査の主な実施内容	7
4	監査の実施場所及び日程	7
5	監査の結果	7
	総務部	8
	環境衛生部	9
	消防本部	11

1 監査の対象

(1) 対象部局

対 象 部 ・ 課 (施 設) 名	
総務部	総務課
環境衛生部	八戸清掃工場、八戸リサイクルプラザ
消防本部	予防課、警防課、消防署（八戸消防署、八戸東消防署）

(2) 監査の範囲

令和元年度において執行された財務に関する事務（現金取扱事務及び有価物等管理事務については令和2年度執行分を含む。）

2 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務の手続が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適正に行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産、備品の管理が適正に行われているか。
- (5) 現金等の取扱事務は適正に処理されているか。
- (6) 関係事務が法令・条例等に基づき適正に処理されているか。

3 監査の主な実施内容

定期監査は、八戸地域広域市町村圏事務組合監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、対象部局ごとに監査項目を定めて、諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。
- (2) 部長等以下関係職員から事務事業の執行状況について、監査資料に基づき説明を受け、監査委員による質疑応答を行った。

なお、総務部及び環境衛生部の監査において、大坪秀一監査委員は監査対象期間中にこれらの部を統括する事務局長として在任していたことから、地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条の2の規定により除斥とした。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 八戸市庁ほか
- (2) 日程 令和2年12月8日から令和3年1月12日まで

5 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長又は関係職員に対し、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

総 務 部

総 務 課

1 主なる分掌事務

- (1) 条例、規則等の審査及び整理に関すること。
- (2) 行政文書の開示に係る事務の総括に関すること。
- (3) 個人情報の保護に係る事務の総括に関すること。
- (4) 議会の招集、議案の総括、議決の処理等に関すること。
- (5) 関係市町村の負担金に関すること。
- (6) 各種統計資料の収集及び調査に関すること。

2 組織・職員の状況

課長 (部次長兼務)	総務グループ	参事（総務グループリーダー事務取扱）	以下 7人
	情報公開グループ	副参事（グループリーダー）	以下 5人 (うち再任用職員 1人)
			計 13人
			(うち八戸市から派遣 1人)
			八戸市総務課併任 12人)

3 監査項目

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 有価物等管理事務 | 切手、駐車券 |
| (2) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類
地方債償還支出事務 |
| (3) 職員手当認定事務 | 扶養手当、通勤手当、住居手当 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

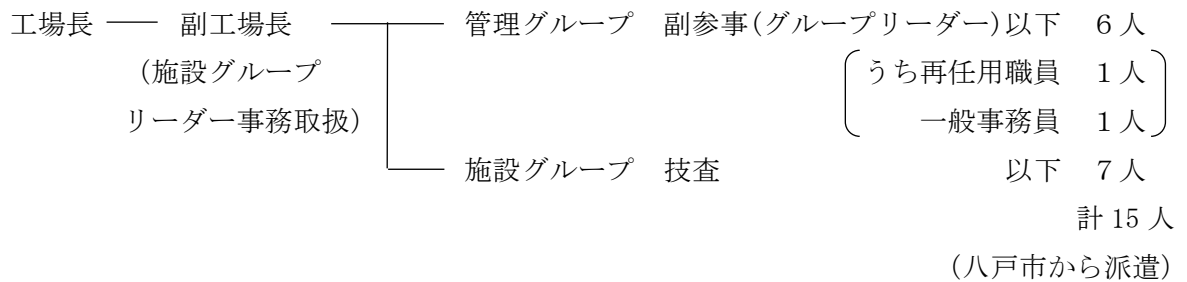
環 境 衛 生 部

八戸清掃工場

1 主なる分掌事務

- (1) ごみ焼却施設の維持管理に関すること。
- (2) 廃棄物搬入許可証の発行に関すること。
- (3) 廃棄物処分手数料に関すること。

2 組織・職員の状況



3 監査項目

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、可燃物処分券 |
| (3) 収入事務 | 衛生手数料(可燃物処分手数料) |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | 排ガス測定機等点検整備委託契約
焼却残渣運搬委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

八戸リサイクルプラザ

1 主なる分掌事務

八戸リサイクルプラザの維持管理に関すること

2 組織・職員の状況

所長	—————	副所長	—————	主査以下 6人	計 8人
				うち八戸市から派遣	5人
				(うち再任用職員	1人)
				リサイクルプラザ事務員	3人

3 監査項目

- | | |
|--------------|--|
| (1) 現金取扱事務 | つり銭 |
| (2) 有価物等管理事務 | 切手、不燃物処分券 |
| (3) 収入事務 | 衛生手数料 (不燃物処分手数料)
物品売払収入 (再生資源物売払収入) |
| (4) 支出事務 | 支出負担行為等に関する書類 |
| (5) 契約事務 | 破砕機等定期点検整備委託契約
精密機能検査委託契約 |

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

消 防 本 部

予 防 課

1 主なる分掌事務

- (1) 建築同意事務に関すること。
- (2) 防火管理者の育成及び講習に関すること。
- (3) 防火対象物の査察及び違反処理に関すること。
- (4) 火災予防対策に関すること。
- (5) 危険物製造所等の許認可及び届出に関すること。
- (6) 危険物製造所等の検査に関すること。
- (7) 危険物取扱者の指導に関すること。
- (8) 火災の原因及び損害の調査に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	——	課長補佐	—	設備指導班	副参事兼班長以下	4人
			—	保安調査班	副参事兼班長以下	4人
			—	予防課付（再任用職員）		3人

計 13 人

3 監査項目

- (1) 収入事務 消防手数料（危険物施設検査等手数料）
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

警 防 課

1 主なる分掌事務

- (1) 水火災その他の防災計画及び警戒に関すること。
- (2) 消防水利の対策及び開発に関すること。
- (3) 八戸市消防団の委託事務に関すること。
- (4) 消防車両等の製作設計及び配置運用に関すること。
- (5) 消防車両等の法定検査、修繕及び管理に関すること。
- (6) 消防車両、諸機材の技術指導及び改善研究に関すること。

2 組織・職員の状況

課長	——	課長補佐	├──	機械装備班	副参事兼班長以下	3人
			├──	消防防災班	副参事兼班長以下	3人
			└──	警防課付（再任用職員）		2人

計 10 人

3 監査項目

- (1) 有価物等管理事務 切手
- (2) 収入事務 物品売払収入（不用品売払収入）
- (3) 支出事務 支出負担行為等に関する書類
- (4) 契約事務 梨子木公園内 40 m³級耐震性防火水槽設置工事請負契約

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

消 防 署

1 監査対象消防署（2消防署）

八戸消防署、八戸東消防署

2 主なる分掌事務

- (1) 水火災の警戒、防ぎよ、鎮圧及び救急業務に関すること。
- (2) 消防機械器具の整備に関すること。
- (3) 職員の教養、サービス及び訓練に関すること。
- (4) 火災予防及び防火対象物の査察指導に関すること。
- (5) 救助業務に関すること。
- (6) 消防用水利に関すること。
- (7) 火災等の調査に関すること。
- (8) 救急医療機関との連絡に関すること。

3 監査項目

- (1) 有価物等管理事務 有料道路回数券（無料券）
- (2) 支出事務 支出負担行為等に関する書類

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。